



発行 東京都

目次

告示

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等
..... (環境局総務部環境政策課) 一
- 都道の区域変更..... (建設局道路管理部路政課) 四
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定..... (建設局道路管理部監察指導課) 五

告示 (選)

- 政治団体の届出..... 六
- 政治団体の届出事項の異動の届出..... 七
- 政治団体の解散の届出..... 二
- 資金管理団体の指定の届出..... 三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出..... 三
- 資金管理団体の取消しの届出..... 四

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要..... (産業労働局商工部地域産業振興課) 五

告示

● 東京都告示第千五百九十三号
東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九

十六号。以下「条例」という。) 第五十八条第一項の規定に基づき、豊海地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
豊海地区再開発準備組合
理事長 衣川 洋

中央区豊海町二番二十四号

二 対象事業の名称及び種類
豊海地区第一種市街地再開発事業

住宅団地の新設、高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略
対象事業は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域) に位置する中央区豊海町二番及び勝どき六丁目七番の一部の区域において、最高高さ約百八十九メートル、延べ面積約二十二万平方メートルの集合住宅(戸数二千五百五十戸) 及び店舗等を主要用途とする高層建築物の建設を行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要
事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧
(一) 期間

平成二十九年十月十七日から同月三十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

イ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(4)に示すとおりである。

なお、計画地は「東京都環境影響評価条例」（昭和55年10月20日 条例第96号）第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第52条に規定する事業（高層建築物の新築）を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、「東京都環境影響評価技術指針」（平成28年1月、東京都環境局）に基づいて、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査及び予測・評価を行った。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1.大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.059ppmであり、環境基準(1時間値の1日平均値が0.044ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを満足すること)を満足する。なお、年平均値に対する建設機械の稼働による付加率は29.6%である。 また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に換算した値は0.066mg/m³であり、環境基準(1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であることを満足すること)を満足する。なお、年平均値に対する建設機械の稼働による付加率は20.6%である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.046～0.048ppmであり、環境基準(1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを満足すること)を満足する。なお、年平均値に対する工事用車両の走行による付加率は0.1～0.4%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に換算した値は0.054mg/m³であり、環境基準(1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であることを満足すること)を満足する。なお、年平均値に対する工事用車両の走行による付加率は0.02～0.13%である。</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.046ppmであり、環境基準(1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを満足すること)を満足する。なお、年平均値に対する関連車両の走行による付加率は0.01未満～0.02%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に換算した値は0.054mg/m³であり、環境基準(1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であることを満足すること)を満足する。なお、年平均値に対する関連車両の走行による付加率は0.01%未満である。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2.騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 建設作業騒音レベル(L_{eq})の最大値は、解体工事中（工事開始後6ヶ月目）に79.3dB（計画地南西側敷地境界）、新築工事中（工事開始後21ヶ月目）に76.4dB（計画地南西側敷地境界）と予測した。これは、評価の指標とした「国民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年12月22日 条例第215号）（以下「環境確保条例」という。）の報告基準（80dB）を満足する。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 建設作業振動レベル(L_{vib})の最大値は、解体工事中（工事開始後6ヶ月目）に69.5dB（計画地南西側敷地境界）、新築工事中（工事開始後21ヶ月目）に64.0dB（計画地北東側敷地境界）と予測した。これは、評価の指標とした「環境確保条例」の報告基準（70dB）を満足する。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 道路交通騒音レベル(L_{day})は、昼間で64～70dBと予測した。これらは、評価の指標とした環境基準（昼間：70dB）を満足する。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 道路交通振動レベル(L_{vib})は、昼間で31～56dB、夜間で30～54dBと予測した。これらは、評価の指標とした「環境確保条例」の規制基準（昼間65dB、夜間60dB）を満足する。</p>
3.日影	<p>【計画建築物による冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度及び日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影の状況の変化の程度】 計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、浜離宮庭園を除いて日影規制の指定を受けていない。 本事業では、計画建築物の配置や形状に配慮し、計画地周辺地域への日影の影響の低減に努めており、これにより、冬至日の平均地盤面+4mにおいて、日影規制が指定されている浜離宮恩賜庭園に計画建築物による1時間以上の日影が生じることはない。 また、計画地北側の住宅施設1棟の一部が3時間以上の日影が生じる範囲に入るものの、その他の住宅施設は3時間以上の日影が生じる範囲にはない。 なお、教育施設、福祉施設、医療施設及び公園等に計画建築物による2時間以上の日影が生じることはない。 以上のことから、計画建築物による日影は計画地北側の限られた範囲に留まり、周辺地域への日影の影響を抑制できていることから、計画地周辺に分布する配慮すべき施設に対して、著しい日影を及ぼさないと評価する。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4.電波障害	<p>【建築物等の設置による地上デジタル放送の遮蔽障害及び反射障害並びに衛星放送の遮蔽障害】</p> <p>計画建築物の出現により、地上デジタル放送は広域局が計画地敷地境界から南西方向に最大距離で約40mの範囲、泉城局は計画地敷地境界から南西方向に最大距離で約470mの範囲に遮蔽障害が発生すると予測する。</p> <p>衛星放送は、計画地敷地境界から北北東から北東方向に最大距離で約200mの範囲に遮蔽障害が発生すると予測する。</p> <p>計画建築物に起因する地上デジタル放送及び衛星放送の電波障害が発生した場合、調査を行った上で適切な方法を検討し対策を講じることにより、計画建築物によるテレビ電波の受信障害は解消されると考える。</p> <p>以上のことから、本事業に係る電波障害について、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起さないこと」に適合すると評価する。</p>
5.風環境	<p>【計画建築物による計画地周辺の風環境の変化】</p> <p>計画建築物建設前の計画地周辺の風環境は、概ねゾーン1(住宅地の商店街、野外レストラン等)及びゾーン2(公園、住宅地等)であり、一部高層建築物近傍や東側運河の開けた領域にゾーン3(事務所街等)がみられた(2地点)。</p> <p>計画建築物建設後は、適切な防風対策を実施することにより、計画地内及び周辺地域の風環境に変化はあるものの、ゾーン1及び2の環境を維持することができ、計画建築物の建設により新たにゾーン3を発生させることはないとして予測する。</p> <p>以上のことから、計画建築物の存在に対し、適切な防風対策を行うことで、計画地周辺における風環境に著しい影響を与えることはないとして評価する。</p>
6.景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地周辺の主な景観構成要素は、事務所建築物の立地割合が比較的高く、倉庫・運輸関係施設、公園教育施設に加えて古くからの団地群や高層の集合住宅である。そのほか、清澄通り沿いに比較的樹高の高い街路樹が生育しており、前述の倉庫・運輸関係施設や都市型居住施設などと融合した景観を形成している。</p> <p>また、広域には勝どき東地区再開発(計画甲)や運河を挟んだ晴海ふ頭で定められている(仮称)晴海五丁目西地区開発計画(計画甲)が、近い将来、新たな都市的景観構成要素として加わることになる。</p> <p>本事業で建設する高層建築物は、沿道景観や月島ふ頭に面する水辺を生かした景観、レインボーブリッジ等からの水面越しの視認も意識し、周辺の水辺沿いの高層建築物高さと比較し、同程度の計画建築物高さとし、一体的なスカイラインが形成され、新たな都市的景観構成要素として加わることから、臨海部を中心に高層建築物が建ち並ぶ景観と調和すると考える。また、高層建築物は、2棟構成で隣接間隔を確保し、壁面に変化をつけることにより、水面越しの見え方に配慮した景観になるものとする。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域の特性を生かし、海辺の環境と共生した景観の形成」及び「水辺を生かした景観形成」を満足するものと評価する。</p>

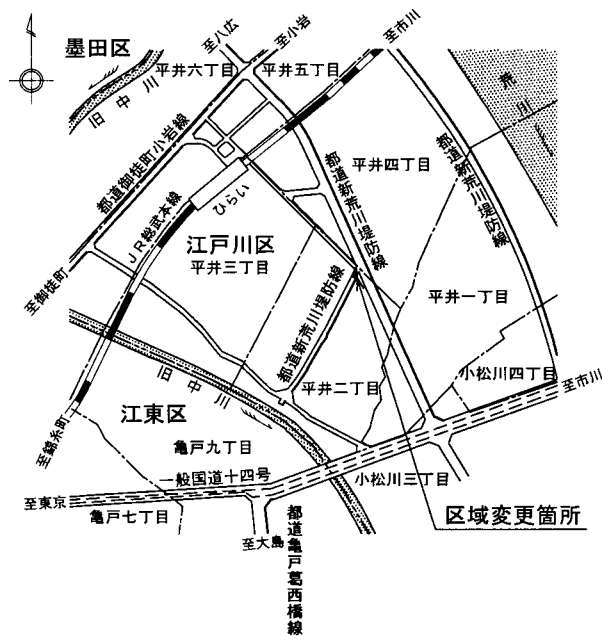
表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6.景観	<p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>近景域では計画建築物の存在感があるため、眺望は大きく変化するが、防潮堤整備や一体的なまちづくりのため、地盤を嵩上げする計画としており、その段差部分やスロープ部分を含めて、計画建築物外周には高・中・低木による緑を充実させていくことから、既存の街路樹と連続した緑化空間が創出され、魅力ある新たな眺望が形成されると考える。また、高層棟の建物コーナー部を面取りし、透明感のある素材を用いる等により、周辺に対し柔らかな馴染みのある外観とすること、ボリエーム感を和らげる。</p> <p>中・遠景域の眺望地点からは、計画建築物は高層建築物として視認されるが、周辺の高層建築物と同程度の高さとして計画していることから、突出した印象はない。また、まじりのあるスカイラインの一端を担い、魅力ある都市景観の形成に寄与することから、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと考える。また、高層建築物は、2棟構成で隣接間隔を確保し、壁面に変化をつけることにより、水面越しの見え方に配慮した景観になるものとする。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域の特性を生かし、海辺の環境と共生した景観の形成」及び「水辺を生かした景観形成」を満足するものと評価する。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画地及びその周辺は、事務所、物流施設、集合住宅等が混在する立地特性があり、主に中高層建築物が建ち並ぶ地域である。したがって、既に建築物によって視野が遮られる地域が多く、本事業による地域全体の形態率の増加は、No.①が0.3%、No.②が10.2%、No.③が11.1%、No.④が8.9%となっている。</p> <p>高層部は分節化やコーナー一部の工夫等、配置計画の考慮により、周辺近傍景観への面的な圧迫感の低減を図るとともに、高層部と分節された低層部周辺は、豊海運動公園(予定地)と一体的に利用できるように計画地の広場、オープンスペースを整備すること、広がりや深みのある緑の拠点を創出する。</p> <p>また、計画建築物の北側及び西側には歩道状空地や歩行者通路を配置し、敷地境界から一定の距離をとるとともに、計画建築物外周や広場に高木植栽を配置すること、圧迫感の低減を図る計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の低減を図ること」を満足するものと評価する。</p>

別図

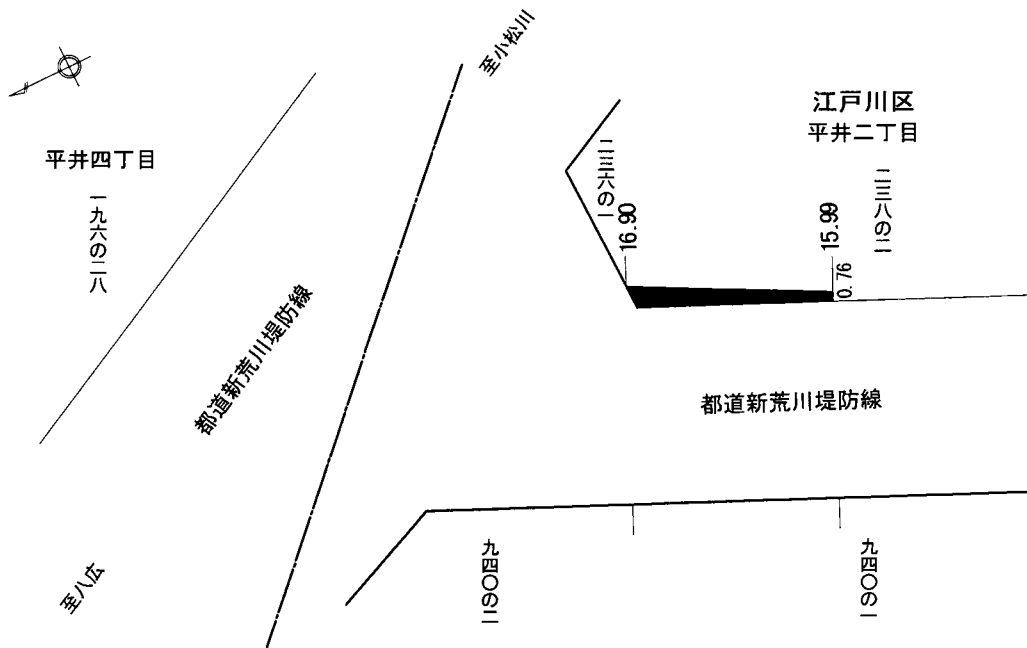
都道新荒川堤防線区域変更略図
江戸川区平井二丁目地内

●東京都告示第千五百九十四号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十九年十月十七日から起算して



一般国道
 都道
 特別区道
 編入区域
 延長
 面積

一五・九四メートル
 一八・七五平方メートル



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月十七日
東京都知事 小池 百合子
一 路線名 新荒川堤防

二 変更の区間 江戸川区平井二丁目二百三十六番一地内から同所二百三十八番二地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり

別 図

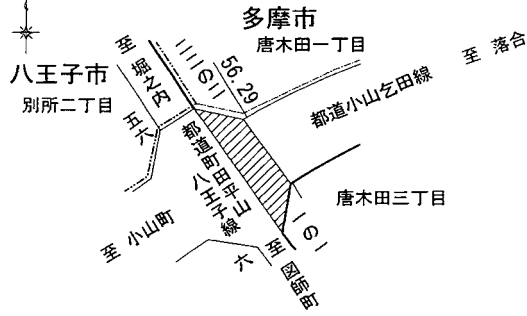
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道町田平山八王子線
 都道小山乞田線
 多摩市唐木田三丁目～唐木田一丁目

●東京都告示第千五百九十五号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十九年十月十七日

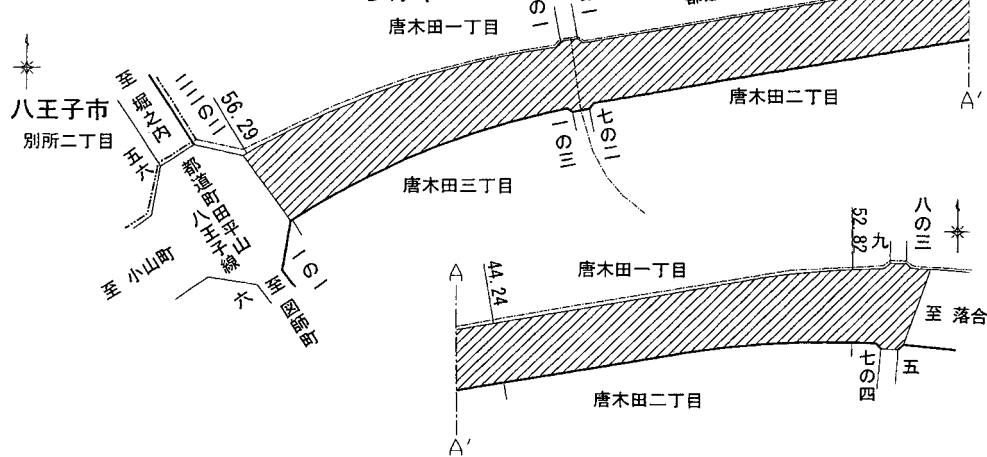


- ① 都道町田平山八王子線
 (電線共同溝予定名称 町田平山八王子・四号) 延長 一〇七・二八メートル
- ② 都道小山乞田線
 (電線共同溝予定名称 小山乞田・四号) 延長 八四五・八二メートル

① 都道町田平山八王子線



② 都道小山乞田線



(一) 路線名 東京都知事 小池 百合子
 (二) 指定する区間 都道町田平山八王子線
 多摩市唐木田三丁目一番一地先から
 同市唐木田一丁目二十二番二地先ま
 で
 (三) 指定の概要 別図表示①のとおり

(一) 路線名 都道小山乞田線
 (二) 指定する区間 多摩市唐木田一丁目二十二番二地先
 から同所八番三地先まで
 (三) 指定の概要 別図表示②のとおり

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都葛飾区第十三支部	梅澤 豊和	本宮 正人	葛飾区立石8-6-1	H29. 8. 17	○
自由民主党東京都葛飾区第二十二支部	高木 信明	佐久間 恵美	葛飾区白鳥2-16-1	H29. 8. 7	○
自由民主党東京都葛飾区第三十二支部	天野 友太	鈴木 和美	葛飾区細田5-15-6	H29. 8. 28	○
自由民主党東京都葛飾区第三十六支部	村田 廣司	渡邊 匡一	葛飾区青戸7-19-6	H29. 8. 31	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
暁政経研究所	相澤 あやの	相澤 慶太	多摩市諏訪1-54-2	H29. 8. 8
明るい豊かな社会を築きあげる会	大友 翔	小美野 義一	板橋区大山西町44-8	H29. 8. 15
あまの友太後援会	天野 友太	鈴木 和美	葛飾区細田5-15-6	H29. 8. 28
梅沢豊和後援会	梅澤 豊和	梅澤 留美	葛飾区立石8-6-1	H29. 8. 17
かつしか区民の力	大高 幹	深見 尚美	葛飾区東四つ木3-6-12	H29. 8. 22
紀尾井坂会	瀧川 哲史	瀧川 哲郎	新宿区富久町16-10	H29. 8. 4
佐久間正文後援会	村上 規一	沖山 威子	三宅島三宅村阿古1834-3	H29. 8. 8
清水ゆかり後援会	清水 ゆかり	島崎 恵美子	葛飾区水元3-19-16	H29. 8. 2
庄野剛志後援会	庄野 剛志	庄野 剛志	江東区森下4-24-1	H29. 8. 16
情報公開えどがわ	秦 智紀	高木 章成	江戸川区中葛西4-8-15	H29. 8. 17
情報公開かつしか	大森 有希子	秦 智紀	葛飾区宝町1-2-29	H29. 8. 17
情報公開すぎなみ	生田 尚史	栗国 正樹	杉並区阿佐谷北1-39-9	H29. 8. 31
情報公開まちだ	矢口 真由	秦 智紀	町田市南町田3-46-3	H29. 8. 17
新宿ファーストの会	田中 ゆきえ	田中 ゆきえ	新宿区高田馬場3-34-14	H29. 8. 14

●東京都選挙管理委員会告示第百六十四号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)。以下

告 示 (選)

「法」という。(第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年十月十七日

東京都選挙管理委員会

せき智之後援会	藤田 享	町田 法博	葛飾区東水元3-18-18	H29. 8. 15
都民ファーストの会神長誠後援会	神長 誠	神長 誠	葛飾区金町6-2-1	H29. 8. 21
はたものり後援会	秦 智紀	高木 章成	江戸川区中葛西4-8-15	H29. 8. 17
林則行後援会	林 則行	高橋 正人	千代田区一番町8-13	H29. 8. 14
百乃会	杉浦 正健	杉浦 正健	豊島区高田3-3-16	H29. 8. 23
偏向報道から国民を守る会	松林 利一	大杉 実	中央区銀座3-11-19	H29. 8. 16
未来育てる葛飾・未来つくる葛飾・未来生きる葛飾の会	清水 ゆかり	島崎 恵美子	葛飾区水元3-19-16	H29. 8. 2
矢口まゆ後援会	矢口 真由	秦 智紀	町田市南町田3-46-3	H29. 8. 17
若者と少数派の党	眞榮城 正太	眞榮城 亜由美	葛飾区四つ木4-10-11	H29. 8. 7
東京都歯科医師連盟多摩連合会	大沢 明雄	藤本 祐二	立川市錦町2-1-1	H29. 8. 3
日本第一党東京都本部	岡村 幹雄	木村 裕子	渋谷区東2-1-4	H29. 8. 4

●東京都選挙管理委員会告示第百六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月十七日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党足立総支部	中山 信行	代表者の氏名	中山 信行	友利 春久	H29. 8. 23
公明党北総支部	大松 成	主たる事務所の所在地	北区豊島1-30-7	北区赤羽南2-11-18	H29. 8. 23
社会民主党目黒総支部	戸沢 二郎	主たる事務所の所在地	目黒区中町2-7-14	目黒区中町1-5-10	H28. 5. 1
自由民主党東京都医療会支部	尾崎 治夫	会計責任者の氏名	市川 菊乃	白岩 照男	H29. 7. 21
自由民主党東京都第十選挙区支部	若狭 勝	会計責任者の氏名	中林 真里	佐藤 彰	H29. 8. 1
自由民主党東京都文京区第二支部	中屋 文孝	主たる事務所の所在地	文京区小石川1-3-23	文京区白山2-24-7	H29. 8. 14
自由民主党東京都港区第二十八支部	土屋 準	主たる事務所の所在地	港区浜松町1-20-10	港区芝大門1-11-3	H29. 7. 31
自由民主党文京総支部	中屋 文孝	主たる事務所の所在地	文京区小石川1-3-23	文京区白山2-24-7	H29. 8. 14
日本共産党立川昭島地区委員会	大野 誠	主たる事務所の所在地	立川市錦町1-16-13	立川市富士見町5-6-19	H29. 8. 1
民進党東京都西東京市支部	森 信一	主たる事務所の所在地	西東京市芝久保町5-10-41	西東京市芝久保町3-6-23	H29. 8. 22
民進党東京都府中市支部	稲津 憲護	会計責任者の氏名	渡辺 将	石川 武	H29. 8. 1
民進党東京都武蔵野市支部	深澤 達也	主たる事務所の所在地	武蔵野市吉祥寺東町2-39-6	武蔵野市中町1-2-3	H29. 8. 21
		代表者の氏名	深澤 達也	内田 玲子	H29. 8. 21

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
岡崎誠二後援会	坂本 隆一	会計責任者の氏名	岡崎 誠二	草刈 厚	H29. 8. 31
かけはしの会	小松 聖斉	代表者の氏名	小松 聖斉	大塚 敬章	H29. 8. 22
		会計責任者の氏名	高橋 靖	妻木 嘉之	H29. 8. 22
菅直人を囲む税理士の会	伊藤 則義	主たる事務所の所在地	調布市深大寺北町5-32-1	武蔵野市中町1-23-17	H29. 6. 1
木村ひかる後援会	木村 光	主たる事務所の所在地	杉並区荻窪3-7-2	杉並区荻窪3-7-1	H29. 8. 1
小泉たかお後援会	小泉 貴生	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿7-9-15	新宿区新宿1-15-5	H29. 8. 14
こいそ善彦後援会	小磯 善彦	主たる事務所の所在地	町田市森野1-34-10	町田市国師町1335-1	H29. 4. 1

江東区歯科医師連盟	小山 主之	代表者の氏名	小山 主之	渡辺 正紀	H29. 7. 1
		会計責任者の氏名	北村 晃一	竹島 智	H29. 7. 1
幸福実現党足立後援会	町山 善夫	会計責任者の氏名	中崎 博文	土居 俊夫	H29. 8. 22
幸福実現党池袋後援会	坂本 隆一	会計責任者の氏名	岡崎 誠二	草刈 厚	H29. 8. 17
後藤田正純を囲む東京公認会計士の会	小見山 満	主たる事務所の所在地	千代田区霞が関3-5-1	中央区京橋1-3-1	H29. 8. 3
		代表者の氏名	小見山 満	中尾 健	H29. 8. 3
		会計責任者の氏名	佐藤 裕紀	古賀 崇広	H29. 8. 3
小林学後援会	小林 学	主たる事務所の所在地	世田谷区上馬4-4-1	目黒区鷹番3-8-6	H29. 7. 31
斉藤あつしと都民の会	櫻井 正和	主たる事務所の所在地	小平市小川西町3-24-19	小平市小川町2-1344-2	H29. 8. 1
柔整フォーラム	田中 威勢夫	主たる事務所の所在地	江東区亀戸2-3-17	墨田区横川3-11-14	H29. 8. 1
準援会	土屋 準	主たる事務所の所在地	港区浜松町1-20-10	港区芝大門1-11-3	H29. 7. 31
住み続けられるまち武蔵野へ！市民の会	田村 和寿	政治団体の名称	住み続けられるまち武蔵野へ！市民の会	住み続けたいまち武蔵野へ！市民の会	H29. 8. 13
		主たる事務所の所在地	武蔵野市吉祥寺北町4-7-1	武蔵野市吉祥寺本町1-37-7	H29. 8. 13
直伸会	菅原 税	会計責任者の氏名	岡田 将和	大矢 夕貴	H29. 8. 1
手塚よしお後援会	手塚 仁雄	主たる事務所の所在地	世田谷区池尻2-31-21	目黒区上目黒1-17-6	H29. 8. 1
		会計責任者の氏名	森 泰生	渡辺 智士	H29. 8. 1
東京ビルメンテナンス政治連盟	梶山 龍誠	代表者の氏名	梶山 龍誠	佐藤 博	H29. 7. 25
		会計責任者の氏名	野口 博行	高安 敏夫	H29. 7. 25
豊島区医師政治連盟	高橋 清輝	代表者の氏名	高橋 清輝	篠田 瑞生	H29. 6. 24
		会計責任者の氏名	小林 裕太郎	高橋 清輝	H29. 6. 24
都民ファーストの会おくざわ高広後援会	奥澤 高広	主たる事務所の所在地	町田市森野2-2-37	町田市成瀬が丘3-1730-3	H29. 8. 1
都民ファーストの会清水やすこ後援会	清水 康子	主たる事務所の所在地	羽村市五ノ神1-4-4	福生市大字福生665	H29. 8. 28
都民ファーストの会龍円あり後援会	龍円 愛梨	主たる事務所の所在地	渋谷区宇田川町16-8	渋谷区神宮前1-11-11	H29. 8. 1

都民ファーストの会渡辺ふみや後援会	渡辺 郁弥	政治団体の名称	都民ファーストの会渡辺ふみや後援会	渡辺ふみや後援会	H29. 8. 15
西山かずひろ後援会	上村 聡	主たる事務所の所在地	練馬区中村南1-11-16	練馬区豊玉北5-17-11	H29. 8. 14
長谷川隆夫後援会	長谷川 隆夫	主たる事務所の所在地	練馬区石神井町2-33-16	練馬区旭町1-22-8	H29. 8. 24
花沢あきのお後援会	花澤 昭信	政治団体の名称	花沢あきのお後援会	昭然会	H29. 8. 11
		主たる事務所の所在地	荒川区南千住6-47-3	荒川区南千住6-59-8	H29. 8. 11
ヒラメキ東京21	中屋 文孝	主たる事務所の所在地	文京区小石川1-3-23	文京区白山2-24-7	H29. 8. 14
HOME TOWN東京21クラブ創造政策研究会	中屋 文孝	主たる事務所の所在地	文京区小石川1-3-23	文京区白山2-24-7	H29. 8. 14
町田市医師連盟	林 泉彦	代表者の氏名	林 泉彦	川村 益彦	H29. 6. 26
むらさきの会	若月 健司	政治団体の名称	むらさきの会	田の上いくこ後援会	H29. 8. 15
		会計責任者の氏名	松山 涼子	小山田 清美	H29. 8. 15
目黒税理士政治連盟	上手 悟	会計責任者の氏名	仁科 健治	岩崎 信幸	H29. 6. 16
森わたるネットワーク	森 亘	政治団体の名称	森わたるネットワーク	森わたる市民ネットワーク	H29. 8. 1
		主たる事務所の所在地	西多摩郡瑞穂町石畑1794-11	西多摩郡瑞穂町石畑1794	H23. 11. 1
		会計責任者の氏名	森 美佐子	熊代 史孝	H29. 8. 1
東京都医師政治連盟豊島支部	高橋 清輝	代表者の氏名	高橋 清輝	篠田 瑞生	H29. 6. 24
		会計責任者の氏名	小林 裕太郎	高橋 清輝	H29. 6. 24
東京都医師政治連盟町田支部	林 泉彦	代表者の氏名	林 泉彦	川村 益彦	H29. 6. 26
東京都社会保険労務士政治連盟多摩統括支部	小林 治	主たる事務所の所在地	立川市錦町2-1-7	日野市三沢2-44-14	H29. 4. 21
		代表者の氏名	小林 治	遠藤 徹	H29. 4. 21
		会計責任者の氏名	犀川 美佐緒	斉藤 高男	H29. 4. 21
都民ファーストの会渋谷区第一支部	龍岡 愛梨	主たる事務所の所在地	渋谷区宇田川町16-8	渋谷区神宮前1-11-11	H29. 8. 1
都民ファーストの会西多摩第一支部	清水 康子	主たる事務所の所在地	羽村市五ノ神1-4-4	福生市大字福生665	H29. 8. 28
都民ファーストの会町田市第一支部	奥澤 高広	主たる事務所の所在地	町田市森野2-2-37	町田市成瀬が丘3-1730-3	H29. 8. 1

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都板橋区第十一支部	天野 久	H29. 8. 4
自由民主党東京都江東区第三十五支部	庄野 剛志	H29. 8. 16
自由民主党東京都中央区第十一支部	今野 弘美	H29. 7. 20
自由民主党東京都豊島区第二支部	矢島 千秋	H29. 7. 15
自由民主党東京都八王子市第十四支部	近藤 充	H29. 8. 10

●東京都選挙管理委員会告示第百六十六号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
あまのひさし後援会	天野 久	H29. 8. 4
改革新生くらぶ	緒方 輝男	H29. 7. 31
こどものえがお	湯浅 期弘	H29. 8. 18
今野弘美後援会	今野 弘美	H29. 7. 20
七戸じゅんサポーターズクラブ	七戸 淳	H29. 7. 14
清水信之後援会	清水 信之	H29. 7. 30
充政会	近藤 充	H29. 8. 10
庄野剛志後援会	庄野 剛志	H29. 8. 16
すがややすこ後援会	後藤 康子	H29. 8. 8
政輝会	渡邊 義輝	H29. 8. 16
せたがやすこやかプロジェクト	後藤 康子	H29. 8. 8
全国人権推進会東京支部	中野 正和	H29. 8. 14

平成二十九年十月十七日
東京都選挙管理委員会

草莽の会	小沢 鋭仁	H29. 8. 1
林則行後援会	林 則行	H29. 7. 18
増田ひろや後援会	増田 寛也	H29. 7. 31
松原としお友の会	矢田目 岩勇	H29. 7. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百六十七号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成二十九年十月十七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
庄野 剛志	区議会議員	庄野剛志後援会	江東区森下4-24-1	H29. 8. 16
秦 智紀	区議会議員	はたとものり後援会	江戸川区中葛西4-8-15	H29. 8. 17
眞榮城 正太	区議会議員	若者と少数派の党	葛飾区四つ木4-10-11	H29. 8. 7
矢口 真由	市議会議員	矢口まゆ後援会	町田市南町田3-46-3	H29. 8. 17

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
内田 玲子	松下玲子を応援する会	公職の種類	市長	都議会議員	H29. 8. 18
奥澤 高広	都民ファーストの会おくざわ高広後援会	主たる事務所の所在地	町田市森野2-2-37	町田市成瀬が丘3-1730-3	H29. 8. 1
小泉 貴生	小泉たかお後援会	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿7-9-15	新宿区新宿1-15-5	H29. 8. 14
小磯 善彦	こいそ善彦後援会	主たる事務所の所在地	町田市森野1-34-10	町田市図師町1335-1	H29. 4. 1
清水 康子	都民ファーストの会清水やすこ後援会	主たる事務所の所在地	羽村市五ノ神1-4-4	福生市大字福生665	H29. 8. 28
手塚 仁雄	手塚よしお後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区池尻2-31-21	目黒区上目黒1-17-6	H29. 8. 1
中屋 文孝	HOMETOWN東京21クラブ創造政策研究会	主たる事務所の所在地	文京区小石川1-3-23	文京区白山2-24-7	H29. 8. 14
長谷川 隆夫	長谷川隆夫後援会	主たる事務所の所在地	練馬区石神井町2-33-16	練馬区旭町1-22-8	H29. 8. 24
森 亘	森わたるネットワーク	政治団体の名称	森わたるネットワーク	森わたる市民ネットワーク	H29. 8. 1
		主たる事務所の所在地	西多摩郡瑞穂町石畑1794-11	西多摩郡瑞穂町石畑1794	H23. 11. 1
龍岡 愛梨	都民ファーストの会龍岡あいり後援会	主たる事務所の所在地	渋谷区宇田川町16-8	渋谷区神宮前1-11-1	H29. 8. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百六十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月十七日
東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
今野 弘美	今野弘美後援会	H27. 4. 1
渡辺 武	脱藩議員の会	H29. 3. 28

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
天野 久	あまのひさし後援会	H29. 8. 4
後藤 康子	すがややすこ後援会	H29. 8. 8
近藤 充	充政会	H29. 7. 22
庄野 剛志	庄野剛志後援会	H29. 8. 16
増田 寛也	増田ひろや後援会	H29. 7. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百六十九号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十

九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に

より、次のとおり公表する。
 平成二十九年十月十七日
 東京都選挙管理委員会

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 京王ストアめじろ台店

二 店舗所在地 八王子市めじろ台一丁目九番地二

三 設置者名 株式会社京王ストア

四 意見

ア 聴取者 八王子市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年九月二十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 平成二十九年十月十七日から同年十一月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 Tip, s 町田ビル

二 店舗所在地 町田市原町田六丁目七番八号

三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社

四 意見

ア 聴取者 町田市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年九月二十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 平成二十九年十月十七日から同年十一月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001